

区・常会・自治会等の法人化の手引き

■ 認可地縁団体の設立準備・認可後の運営について ■



伊那市総務部総務課

住所 伊那市下新田3050番地

電話 78-4111 (内線2111)

目 次

I	認可地縁団体とは	
1	法人化の趣旨	2
2	地縁による団体とは	2
3	地縁による団体が法人格を得るには	2
4	認可の要件	2
II	認可申請手続きについて	
1	申請	4
2	認可までの流れ	4
3	申請のための準備	5
4	認可申請手続き	6
5	認可・告示	7
III	認可後の地縁団体について	
1	法人登記	8
2	印鑑登録	8
3	各種証明の発行	8
4	不動産登記	9
5	各種課税関係	9
6	届出の申請等	9
7	認可地縁団体の義務	11
8	認可の取消と解散	11
IV	その他	
1	総会	12
2	地方自治法	14
3	地方自治法施行規則	18

I 認可地縁団体とは

1 法人化の趣旨

これまで、自治会、町内会等には法人格が認められていなかったため、団体名義での不動産登記ができず、自治会、町内会等で所有する集会所等の不動産登記は、当該団体の代表者等の個人名でされておりました。そのため、当該名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより自治会、町内会等が法人格を取得し、団体名での不動産等の登記ができるようになりました。

2 地縁による団体とは

地縁による団体は、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、区域に住所を有する人のみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人が誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対して、青年団や婦人会のように年齢や性別を条件とする団体や、生産組合やスポーツ同好会のように活動の目的が限定されている団体は、たとえ区域が特定されていても地縁による団体とは考えられません。

3 地縁による団体が法人格を得るには

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要となります。

認可の目的が、法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることにあるので、現に不動産または不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提となります。

4 認可の要件

市長の認可を受けるためには、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

(地方自治法第260条の2第2項)

1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する*地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

* 地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会、町内会の活動であり、規約に明記することが必要となります。

2) 地縁による団体の*区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

* 区域は、団体の構成員のみならず市民にとって客観的に明らかな形で境界が区画されていることが必要となります。

3) 地縁による団体の区域に住所を有する^{*}すべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※ すべての個人とは、年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味であり、また、世帯を単位とすることは認められません。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、相当数とはその区域の全住民の過半数以上として考えられています。

4) 規約を定めていること

***規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要となります。**

※ 規約を定めていない団体については、法人格を得るうえでは、規約を定め団体の名称や目的等を明らかにし、組織の管理運営方法を明確にする必要があります。上記8つの事項を必ず定めますが、それ以外の団体固有の事項などを定めることは差し支えありません。

II 認可申請手続きについて

1 申請

自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための許可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき、認可を申請する旨の意思決定を行う必要があります。

また、それ以外にも、認可の申請に必要な事項も総会決議が必要となります。
(役員会、評議会等での議決は認められません)。

認可を受けるのに必要な事項(認可要件に合う規約、構成員、代表者の選任、資産の確定など)の総会議決が必要です。

★ 実際の申請段階にあっては、伊那市役所総務課までご相談ください。

なお、申請にあたっては、以下の日程および書類が必要となりますので参照ください。

2 認可までの流れ



3 申請のための準備

1) 規約の整備

規約には、8つの事項を定めていなければなりません。

なお、規約の名称については特に制限はありませんので、「〇〇区規約」、「〇〇常会規程」等の名称で結構です。

① 目的

スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、幅広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

② 名称

名称についての制限はありません。ただし、他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合はそれを避け、地域や区域で馴染まれているいわゆる地縁による団体として活動してきた単位の名称を使用することが好ましいです。

③ 区域

区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、町、地番または住居表示により表示することが望ましいものです。ただし、河川や道路等により完全に区分されている区域表示（例：〇〇区のうち〇〇道路西側の区域）でも構いません。

④ 主たる事務所の所在地

団体として1つ主たる事務所を置くこととなります。代表者の自宅に置く場合も可能ですが、連絡や会合等に最も適した公民館、集会施設などを事務所とすることが理想です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。また、構成員の資格を有するのは世帯単位ではなく、個人となります。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権は有しないものの活動の賛助等のかたちで参加することは可能です。

⑥ 代表者に関する事項（**地方自治法第260条の5から第260条の10**）

代表者の選出方法、任期、職務などを定めます。

⑦ 会議に関する事項（**地方自治法第260条の13から第260条の19**）

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項を規定します。

⑧ 資産に関する事項（**地方自治法第260条の4**）

保有資産の構成、取得、処分、経費の支弁の方法および管理方法等を定めます。

2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には氏名および住所を明記した構成員名簿を添付することが要件

となっています。

また、構成員名簿の様式は特に定めはありません。

3) 代表者の決定

認可の申請は、当該団体の代表者が行います。したがって、申請前の総会で代表者を決定することになります。

4) 不動産等の資産の確定

保有資産については構成員に対して明確にする必要があるため、総会において確定しておきます。

4 認可申請手続き

認可申請は、当該団体の代表者が伊那市長に対して以下の書類を整え申請します。

申請書類	留意事項
1 認可申請書（様式1）	申請書類の鏡文書
2 規約	総会で議決された認可要件に合致するもの。 ・拾い出した地番が別紙となる場合はその別紙を作成したものを準備
3 認可を申請することについて総会で議決したことを証明する書類	議長及び議事録署名人の署名押印のある総会議事録の写し。
4 構成員の名簿	構成員全員の氏名、住所を記載したもの、会員である場合は子供も記載する必要があります。 (押印の必要はありません)
5 保有資産目録（様式2） 保有予定資産目録（様式3）	申請時に不動産または不動産に関する権利等を保有している場合は、「保有資産目録」を添付。 申請時には保有していないが、将来保有する予定の場合は予定時期を記した「保有予定資産目録」を添付。
6 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	具体的な活動内容のわかる書類として以下のものを添付。 ・前年度の事業報告書と決算書 ・当該年度の事業計画書と予算書
7 区域を明らかにした図面	地図等に当該区域がわかるように区域を赤色等で囲んだもの。
8 申請者が代表者であることを証する書類	申請者が代表者になることを受諾した承諾書の写しで、申請者本人の署名、押印のあるもの。 ・承諾書 ・就任を承諾した旨の総会議事録の写し

5 認可・告示

認可申請の受理後、認可要件を充たしているか審査となります。要件が充たしている場合は1ヶ月程度で認可・告示となります。認可・告示と併せて代表者あてにその旨を通知いたします。

- 1) 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 2) 認可であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動する団体には変わりはありませんので、市の行政権限の分担や下部組織とみなされることはありません。**(地方自治法第260条の2第6項)**

また、市の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

- 3) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。
- 4) 民主的な運営のもとに自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはなりません。
- 5) 特定政党のために利用してはなりません。

Ⅲ 認可後の地縁団体について

認可を受けた団体につきましては、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置づけおよび取扱いがなされることとなります。十分留意をされ団体運営及び管理に努めてください。

1 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

2 印鑑登録

団体の代表者の申請により、市役所総務課にて団体の印鑑登録ができます。不動産の登記等には必要ありませんが、団体の財産を異動させる等が発生した場合において必要となります。

1) 登録資格

代表者、裁判所の定める職務代行者、仮代表者、特別代理人、精算人

2) 登録できない印鑑

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ④ 上記のほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

3) 必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者等の個人の印鑑（伊那市に印鑑登録しているもの）
- ③ ②の印鑑登録証明書

☆申請のときに、申請者の身分が証明できるものを提示いただく場合があります。

3 各種証明の発行

1) 認可地縁団体証明書

認可地縁団体の台帳の写しを交付いたします。**この証明書は法務局で不動産登記をする際に必要となります。**必要事項を記した法人団体であることを証明するものです。

認可地縁団体証明書はどなたでも申請することができます。「証明交付申請書」により総務課へ申請してください。**(1通300円)**

2) 印鑑登録証明書

印鑑の登録をした日から発行できます。「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請

書」により総務課へ申請してください。

ただし、団体の代表者のみ申請できます。 申請の際には、代表者の印鑑登録印、団体の印鑑をご持参ください。(1通300円)

なお、代表者が申請に来られない場合は、委任状が必要となります。

4 不動産登記

認可地縁団体の名義で不動産登記（建物の表題登記、所有権登記）をすることができます。市長が発行する認可地縁団体証明書の写しが必要となります。

なお、登記手続きについては、伊那法務局へお尋ねください。

5 各種課税関係

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	減免措置	課 税
	固定資産税	従来どおり課税 ※集会施設（公共のため直接専用する固定資産で、有料で使用するものでないもの）などは減免措置あり	課 税
県 税	法人県民税	減免措置	課 税
	法人事業税	非課税	課 税
	不動産取得税	減免措置 ※委任終了登記の場合に減免措置あり	課 税
国 税	法人税	非課税	課 税
	登録免許税	課 税	課 税

1) 市税

認可後、直ちに「法人等届出書」を提出いただくとともに、減免措置について**市役所税務課**へお問い合わせください。

2) 県税

減免措置等について、直ちに**上伊那地方事務所税務課**へお問い合わせください。

3) 国税

法人税については、収益事業を行わない場合は手続きの必要はありませんが、収益事業を行う場合は、**伊那税務署**への届出が必要となります。

登録免除税については、登記の際にかかります。

6 届出の申請等

1) 規約を変更した場合

定めてある規約の一部に変更が生じた場合は、「規約変更認可申請書」により手続きが必要です。その後、認可・不認可を文書で通知します。

★ 届出に必要な書類 ★

- 規約変更認可申請書（別紙：様式4）
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
（改正前／改正後／その理由 を表に記したもの等）
- 規約変更を総会で決議したことを証する書類（議事録の写し）

※なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要となります。

2) 告示された事項の変更

認可を受けた後、告示事項を変更した場合は、「告示事項変更届出書」により手続きが必要です。市長の変更認可・告示がありませんと、変更された事項は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

特に、代表者の任期が1年で毎年変更を行う団体は手続きを怠らないようご注意ください。

なお、告示された事項は下記のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の位置
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

★ 届出に必要な書類 ★

- 告示事項変更届出書（別紙：様式5）
- 告示事項を総会で変更する決議をしたことを証する書類（議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名押印があるもの）
- 代表者の変更の場合は、本人の承諾書

7 認可地縁団体の義務

1) 財産目録の作成と設置義務（地方自治法第260条の4）

設立時及び毎年年度終了後3か月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備えて置いてください。

2) 構成員名簿の作成と設置義務（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を作成し、常に事務所に備えておいてください。構成員の変更については、市への報告は必要ありませんが、団体で名簿の変更を行ってください。

3) 総会（地方自治法第260条の13）

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催してください。

8 認可の取消と解散

1) 認可の取消について（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が以下の1に該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

2) 解散について（地方自治法第260条の20及び第260条の21、260条の39）

認可地縁団体が以下の1に該当するとき、認可地縁団体は解散することになります。法人として破産、解散及び精算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなります。解散は、市長に対して届出（市長による解散の告示）、及び精算に伴う債権申出の公告手続きが必要です。なお、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処されることとなりますので、ご注意ください。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき。
- ② 破産したとき。
- ③ 認可を取り消されたとき。
- ④ 総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議があったとき。
- ⑤ 構成員が欠けたとき。

IV その他

1 総会開催の参考

- 1) 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従って行います。**(地方自治法第260条の15)**
- 2) 総会の開催に至る定足数及び議事の決議については規約に定めた方法によって行います。
- 3) 団体が会議をしなければならない場合、議事や案件事項の内容により総会において決議が必要な事項と規約をもってすれば役員会等に委任できる議事があります。しかし、議事や案件のなかには法律上総会で決するとされているものがありますので、規約をもってしても他に委任はできません。(役員会等での決議では不可) 以下の表にて議事等の取扱いを参考にしてください。

〈参 考〉

項目	総 会		役員会等の代表の会議
	重要事項	通常事項	
	○財産処分 ○規約の変更 ○会の解散 ○役員を選任 (代表者や監事など)	○事業計画・予算 ○事業報告・決算 ○区の運営に関わる重要事項 ○その他	○総会の議決した事項の執行に関する事 ○総会に付議すべき事項に関する事 ○総会の議決を要しない区務の執行に関する事
参加者の範囲	すべての個人	すべての個人	規約に定めた代表役員等
定足数	全会員の2分の1以上	全会員の2分の1以上 (1世帯1人) ※世帯の代表者の出席をもって成立させる場合はその旨を定める。	役員等の2分の1以上
表決権	1人1票	1人1票 (1世帯1票) ※世帯の代表者である場合はその旨を定める。	1人1票
委任	委任状必要	出席者が世帯を代表 (同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。)	

※ 総会の出席者及び決議する表決権は、原則として、会員一人ひとりが持つこととなりますが、重要事項を除く世帯の代表者の出席において決議する事項は規約に定めが必要となります。

2 地方自治法（抄）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第448号)第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和40年法律第43号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第3項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和63年法律第108号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代

表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前2項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなく

なった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、

代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かななければならない。

第260条の37 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第260条の38 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前3条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第260条の36中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の39 次の各号のいずれかに該当する場合においては、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

3 地方自治法施行規則（抄）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
 - 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 六 申請者が代表者であることを証する書類
 - 七 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）が地方自治法第260条の2第1項に規定する認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
 - 八 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第41条第3項に規定する特定一般社団法人又は同項に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第23条第6項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
- 2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日

ヌ 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その事由

ル 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人(以下「特例民法法人等」という。)から承継した財産の種類及び数量

二 解散した場合(破産による場合を除く。)

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

三 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

四 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の場合において、特例民法法人等から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法法人等の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。

3 第1項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条(第1項第1号ルを除く。)に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。